

令和 8 年度豊川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 4 月 1 日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」と省略します。）第 9 条の規定に基づき、令和 8 年度における、豊川市が障害者就労施設等から調達する物品及び役務（以下「物品等」と省略します。）の目標を定めることにより、豊川市における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

この調達方針は、市に属する全ての組織に対し適用するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

豊川市において物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から 4 項までに定める障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者就労施設等のうち、物品等の調達が可能なものとしします。

5 調達の対象品目

豊川市において障害者就労施設等から調達を推進する物品等は、次に記載する物品等としします。ただし、記載していない物品等であっても、調達可能なものについては、対象としします。

(1) 物品

- ア パン、菓子などの食品類
- イ 雑巾、布巾などの生活雑貨
- ウ イベントなどで配布する記念品

(2) 役務

- ア 名刺、封筒などの印刷物
- イ シール貼り、袋詰めなどの軽作業
- ウ 草刈り、清掃などの作業

エ 分別作業

6 調達目標

令和8年度に豊川市が達成すべき物品等の調達の目標は、物品及び役務の種別ごとに令和6年度までの3年間の平均実績額を目標とし、それを上回るよう努めることとします。

令和6年度までの3年間の平均実績額

物品 686万9,778円

役務 1,123万3,481円

7 調達の推進方法

豊川市は、障害者就労施設等から提供が可能な物品等について情報を収集し、この調達方針の適用範囲となる各事務局等に情報を提供するとともに、優先調達を依頼します。

8 調達実績のとりまとめ及び公表

豊川市は、令和8年度の物品等の調達実績を、翌年度の5月末までに取りまとめ、6月末までに市のホームページなどにより公表します。